

子育てスマイル(住まいる)アップ補助事業をスタート

「子育てスマイル(住まいる)アップ補助事業」は、子育てに適した住環境の創出と定住促進を目的として、子育て家庭が子育てしやすい環境をつくるために住宅を新築・購入またはリフォームする場合に、かかる費用の一部を支援する事業です。

▽対象者 ①～③の条件をすべて満たす人

①市内に住民登録をしている人または当市へ転入予定で、5年以上定住することを誓約する人

②市税を滞納していない人

③平成24年4月1日現在、満18歳未満の子どもがいる人または妊婦がいる世帯の人

※子の祖父母と新たに同居する場合や、祖父母宅からおおむね1km以内に新築・購入する場合は、補助率・補助金額が優遇されます。

▽対象住宅 1戸建て住宅／店舗などとの併用住宅(住宅部分のみ)／マンションなどの共同住宅(専有部分のみ)

▽対象事業 ①～④の条件をすべて満たす事業

①リフォーム工事は、10万円以上の費用を要する工事であること(新築・購入の場合は、最低工事費の条件はありません)

②補助金の交付決定前に着手した事業でないこと

③平成25年3月31日までに完了する事業であること

④市内施工業者が施工する事業であること

※ただし、事業造成、門、塀その他外構工事など、事業の内容によっては対象外となることがあります。

▽補助率・補助金額 下表のとおり

▽事前申込期間 5月1日～31日(土・日曜日、祝日を除く。ただし26日・27日は受け付けします)

▽受付時間 午前8時半～午後5時

※事前申し込みが多数となり、申込者の金額の合計が市の予定している金額を超えた場合は、抽選により対象者を決定します。

※この補助事業は、本年度から平成27年度まで実施する予定です。ただし、平成25年度以降は、社会・経済情勢や、市の財政状況などによって、実施しない場合があります。詳しくは、市ホームページや子育て支援課、各総合支所、各出張所で配布するパンフレットをご覧ください。

▽問い合わせ・申込先 子育て支援課政策推進担当(市役所1階、窓口108、☎40・7038)

事業区分	補助金区分	補助金額・補助限度額
新築・購入	一般枠	○補助対象経費の3%以内 ○補助限度額 40万円
	3世代枠	○補助対象経費の5%以内 ○補助限度額 50万円
リフォーム	一般枠	○補助対象経費の20%以内 ○補助限度額 20万円
	3世代枠	○補助対象経費の30%以内 ○補助限度額 30万円

既存住宅へのリフォーム補助を行います

住宅性能の向上を伴う改修工事を行う住宅の所有者に補助金を交付し、安全で安心な住宅リフォームの促進を図る事業です。

▽対象者 市内に住宅を所有し、その住宅に住んでいる人(市税を滞納していない人)

▽対象住宅 次のいずれかの持家住宅(賃貸住宅は除く)

○一戸建ての住宅

○マンションなど(専用部分のみ)

▽対象改修工事 次の①～⑤のいずれかの住宅性能の向上を伴う既存住宅の改修工事で、㉖～㉙のすべての要件に該当するもの

①耐震性能の向上

※既に耐震診断を実施し、青森県木造住宅耐震診断審査委員会の判定を受けている建物。

②省エネルギー性能の向上

③バリアフリー性能の向上

④克雪性能の向上

⑤防災性能の向上

㉖改修工事費が50万円以上で、そのうち①～⑤の性能の向上に要する改修工事費が25万円以上のも

㉗市内の施工者で、瑕疵(かし)保険事業者登録または建設業登録をしている建築業者が施工する工事

㉘住宅リフォームの一定の性能基準を満たすもの

▽補助率と補助限度額 補助率は、改修工事と保険料などの10%以下で、省エネルギー・バリアフリー・克雪・防災性能の向上を伴う改修工事は、20万円を上限とします。ただし、耐震性能の向上を伴う改修工事の補助率は20%以下で、60万円を上限とします。

▽募集期間 6月ごろを予定

※あらためて広報ひろさきなどでお知らせします。

▽申込書の配布 建築指導課(市役所5階、窓口453)で5月中旬ごろ配布する予定です。なお、性能基準などの相談については随時受け付けています。

▽問い合わせ・申込先 建築指導課(☎40・7053)

弘前 さくらまつり

4月23日～5月5日(午後10時まで夜間照明を点灯)

開会式	4月23日、午前10時～／下乗橋前
演芸場 (護国神社前)	津軽の郷土芸能などを、まつり期間中随時披露
2012 津軽三味線 全国大会	5月3日・4日、開演＝午前9時20分／市民会館(下白銀町)／入場料…当日券＝2,000円、両日券＝3,500円／問い合わせ先 21 津軽三味線ネットワークジャパン津軽三味線全国大会実行委員会事務局(佐々木さん、☎27・6438)
2012 津軽五大民謡 全国大会	5月5日、開演＝午前10時／市民会館(下白銀町)／入場料＝1,000円／問い合わせ先 陸奥新報社事業部(☎34・3111、内線433)

観光ボランティア

弘前観光ボランティアガイドの皆さんが案内します。追手門と東門付近に詰め所がありますので、気軽にご利用を。

▽案内時間 まつり期間中の午前9時～午後5時(受付は午後4時まで)

※事前予約は受け付けていません。

▽案内範囲 弘前公園、弘前市内および周辺

▽ガイド料 無料

▽問い合わせ先 弘前観光ボランティアガイドの会(市立観光館内、☎35・3131)

車いす応援隊

車いす応援隊では、さくらまつりに来園した車いす利用者の介助や、車いすの貸し出しを行います。

▽活動日時 まつり期間中の午前9時～午後4時

※事前予約は受け付けていません。

▽活動場所 弘前公園内

▽利用料 無料

▽問い合わせ先 弘前市ボランティアセンター(☎33・2039)

シャトルバスを運行

堀越雪置き場と墓地公園を臨時駐車場とし、堀越雪置き場から墓地公園を経由し、上下水道部(茂森町、弘前公園まで徒歩約5分)までの往復シャトルバスを運行します。

▽運行日 4月28日～5月5日(計8日間)

▽運行時間

○堀越雪置き場発 午前10時以降30分おき→最終は午後3時

○上下水道部発 午前11時以降30分おき→最終は午後5時半



▽臨時駐車場利用料 無料

▽シャトルバス乗車料 無料

▽問い合わせ先 観光物産課(☎35・1128)

■開花状況やまつり期間中の催しなど、まつりに関する問い合わせ先 市立観光館(追手門広場内、☎37・5501／まつり期間中は午後9時まで閉館)

※弘前公園の桜情報は、インターネット(<http://www.hirosakipark.or.jp/>)でも閲覧できます。

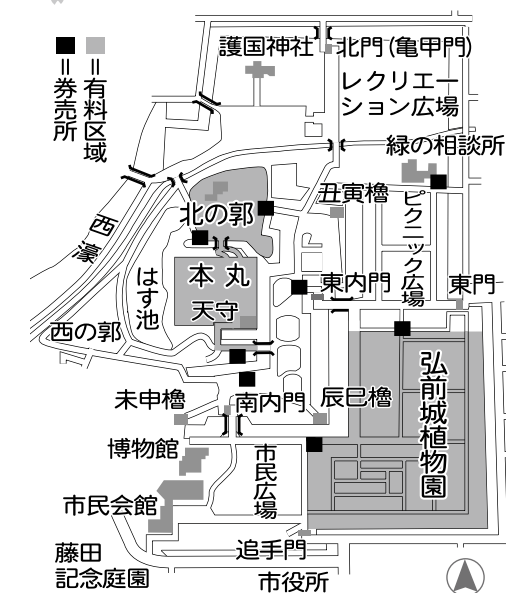
カラーコーンの設置にご理解・ご協力を

さくらまつり期間中は、違法駐車車両の排除や交通渋滞の防止、無理な横断者の交通事故防止を図るため、東門から亀甲町交差点にかけてカラーコーンを140本設置しています。

これについて、「美観を損ねる」「自転車走行の妨げになっている」などの理由から撤去要望がありますが、県内外から訪れる観光客の安全・安心を第一に、道路における危険防止と円滑な交通の流れを確保するために必要な措置ですので、ご理解とご協力をお願いします。

▽問い合わせ先 弘前警察署交通第二課(☎32・0111)

弘前公園有料区域

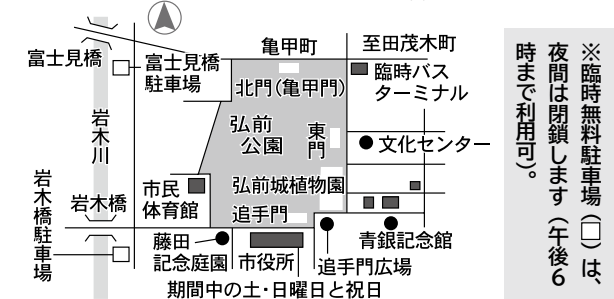


弘前城(本丸・北の郭)入園料 4月23日～5月5日		
午前7時～午後9時	大人(高校生以上)	300円(240円)
	子供(小・中学生)	100円(80円)
弘前城史料館(天守)への入館料を含む。 ※午後9時以降は無料(史料館は午後9時で閉館)。		
◆問い合わせ先 公園緑地課(☎33・8739)		
弘前城植物園・藤田記念庭園入園料		
午前9時～午後6時	大人(高校生以上)	300円(240円)
	子供(小・中学生)	100円(80円)
入園券の発売は午後5時半までで、植物園、記念庭園それぞれで入園料が必要／休園日…なし ※65歳以上の市民、市内の小・中学生や障がい者、外国人留学生は無料。年齢や住所、身分を証明できるものの提示を。		
◆問い合わせ先 植物園(☎33・8733)／記念庭園(☎37・5525)		
お得なセット(弘前城・植物園・記念庭園)入園料		
午前9時～午後6時	大人(高校生以上)	500円(450円)
	子供(小・中学生)	160円(130円)
◆問い合わせ先 公園緑地課(☎33・8739)		
通年券(購入日から1年間有効、期間中何度でも入場可)		
・3施設(弘前城・植物園・記念庭園)共通通年券		
大人(高校生以上)…2,000円 子供(小・中学生)…600円		
◆問い合わせ先 公園緑地課(☎33・8739)／植物園(☎33・8733)／記念庭園(☎37・5525)		
・3施設(弘前城・植物園・記念庭園)各通年券		
大人(高校生以上)…1,000円 子供(小・中学生)…300円		
◆問い合わせ先 公園緑地課(☎33・8739)		

※料金の()内は10人以上の団体料金。

ご協力を	◎弘前公園内では火気の使用はできません。
	◎ごみの削減・持ち帰りにご協力ください。
	◎弘前公園までは公共交通機関をご利用ください。

期間中の臨時駐車場



※臨時無料駐車場(□)は、夜間は閉鎖します(午後6時まで利用可)。

ライド・トゥー・パーク 社会実験の実施

■問い合わせ先 都市計画課（☎ 35・1134）

市では本年度、中心市街地のにぎわい創出を目的とした3つの社会実験を行います。今号ではそのうちの1つをお知らせします。

ライド・トゥー・パークとは…

自家用車や電車、観光バスなどで弘前公園を訪れようとする市民や観光客が、駅や土手町周辺の駐車スペースから中心市街地を経由して移動することで、中心市街地のにぎわい創出につなげていこうとするものです。

【実施方法など】

さくらまつり期間中、国道7号および102号の隣接地を臨時無料駐車場とし、J R弘前駅城東口（弘前公園まで徒歩約30分）とを結ぶ無料巡回バスを運行するもので、駅から街なかを散策しながら弘前公園を訪れてもらおうとする試みです。市外からまつりを訪れる知人・友人など、たくさんの人たちに、ぜひ本実験をおすすめください。

なお、土手町分庁舎の空きスペースも利用できます。

▽実施期間 4月28日～5月5日

▽臨時駐車場（利用可能台数） ①弘果弘前中央青果（400台）、②高田5丁目（旧大東パチンコ跡地・80台）、③土手町分庁舎（市立病院向かい・75台）

▽利用可能日 ①②…4月28日～5月5日／③…4月28日～30日、5月3日～5日

▽利用可能時間 すべて午前9時～午後6時

【無料巡回バス】

▽運行日 4月28日～5月5日

▽運行時間

○弘果弘前中央青果発…午前9時半以降30分おき→午後3時最終

○高田5丁目発…午前9時15分以降30分おき→午後2時45分最終

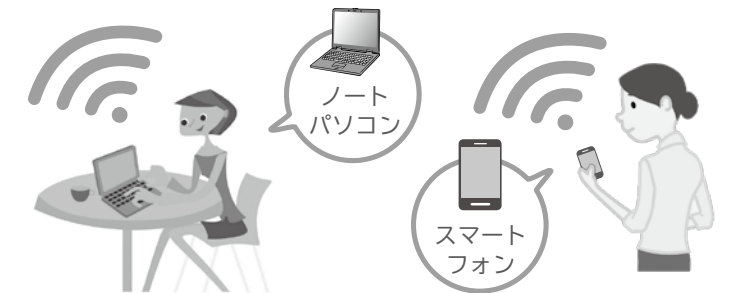
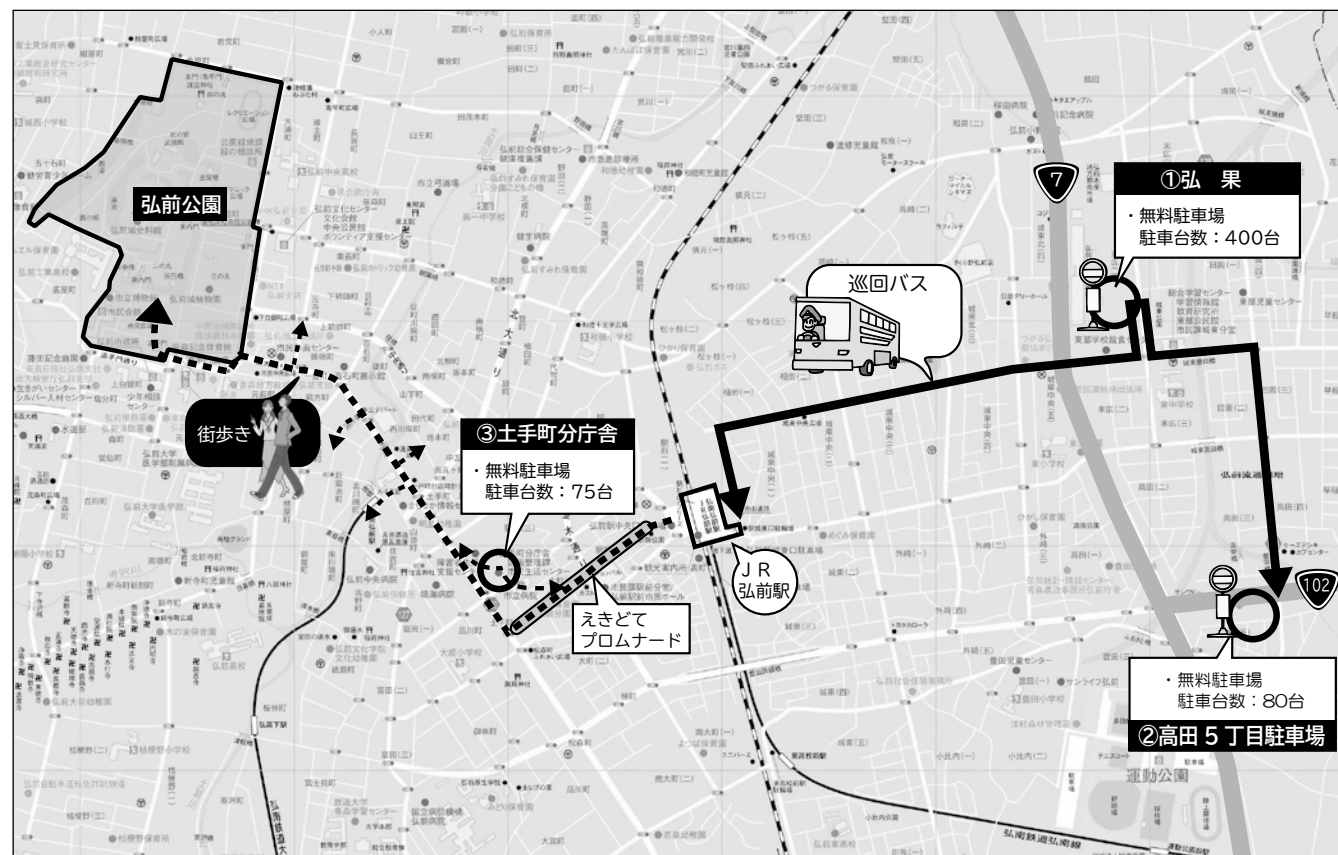
○J R弘前駅城東口発…午前9時45分以降30分おき→午後5時15分最終

……………

街あるきガイドマップ

J R弘前駅から弘前公園までの街なかの魅力を紹介した「街あるきガイドマップ」を作成しました。マップを片手にのんびりと散策してみませんか。マップは市および弘前観光コンベンション協

会ホームページに掲載しているほか、臨時無料駐車場、巡回バス内、一部の道の駅・サービスエリア・ガソリンスタンド・コンビニなどに備え付けています。



弘前公園と周辺公共施設で

公衆無線LANサービスを開始！

4月23日より、中心市街地のインターネット接続環境の高速化・容易化と当市を訪れる観光客の情報入手の利便性向上を図るため、弘前公園内および周辺の公共施設から公衆無線LANが利用できるようになります。

▽利用可能施設および利用時間 下表のとおり

▽利用料金 無料

▽対応機器 無線LANに対応したパソコンなどの機器（携帯型情報端末など）

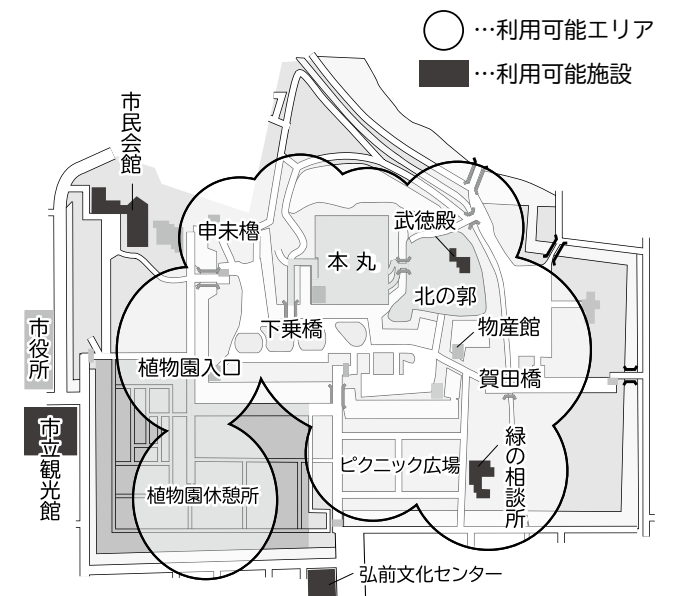
▽利用上の注意

①青少年の健全育成対策として、一定の閲覧制限を行っていますので、ご了承ください。

②端末などの電源は、利用者が準備してください。なお、公園内および各施設の電源は使用できません。

※接続方法や利用規約など詳細については市ホームページ（<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/kanko/wi-fi/index.html>）に掲載しているほか、利用可能な施設に掲示していますのでご覧ください。

▽問い合わせ先 情報政策課（☎ 35・1133）



	施設名	場 所	利用時間	休館日
屋 外	弘前公園	緑の相談所付近	午前7時～午後5時 ※さくらまつり期間は午前7時～午後9時。	な し
		賀田橋付近		
		ピクニック広場付近		
		物産館～下乗橋の園路		
		本丸		
		申末橋付近		
		植物園入口付近 植物園休憩所付近		
屋 内	緑の相談所	ロビー	午前8時半～午後5時 ※さくらまつり期間は午前8時半～午後9時。	11月24日～翌年3月31日の月曜日（祝日の場合は翌日に振替）、年末年始
	武徳殿	施設内	午前8時半～午後5時 ※さくらまつり期間は午前7時～午後9時。	11月24日～翌年3月31日（雪燈籠まつり期間を除く）
	市民会館	管理棟	午前8時半～午後6時 ※さくらまつり期間は午前8時半～午後9時。	月曜日（祝日の場合は翌日に振替）、年末年始
	弘前文化センター	1階ロビー		火曜日（祝日の場合は翌日に振替）、年末年始
	市立観光館	1階ロビー	午前9時～午後6時 ※さくらまつり期間は午前8時～午後9時。	な し

※樹木・建物・土塁などの影響や、建物の構造、使用機種などにより、電波の伝搬範囲が異なります。また、上記の場所でも接続が困難になる場合がありますので、ご了承ください。なお、メンテナンスなどのため、事前の予告なく利用時間内にサービスを停止することがあります。

介護保険料の改正など

■問い合わせ先 介護保険課介護保険料係（市役所1階、窓口107、☎40・7049）

介護保険料が変わります

65歳以上の人の介護保険料は、3年ごとに見直しをしています。このたび平成24年度～26年度の当市の介護保険料が決まりましたのでお知らせします。

介護保険料基準額は7万4,040円で、年額で9,840円（月額で820円）の増額となりました。主な要因は、高齢化の進行に伴う給付費の伸びと、介護報酬の引き上げ（平成21年4月からの報酬改定分と平成24年4月報酬改定分）に伴う増額分です（改定後の保険料は次ページの下表を参照）。

【主な改正点】

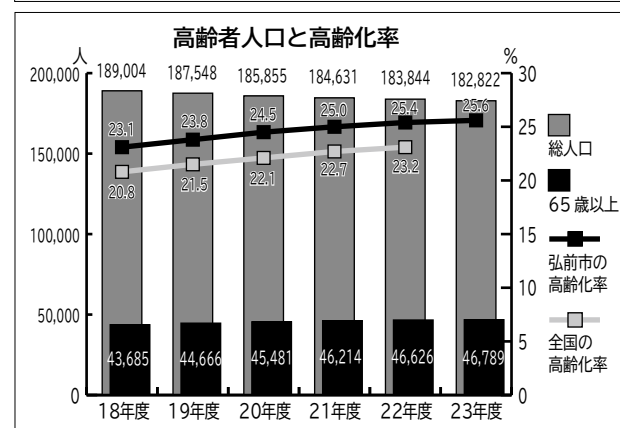
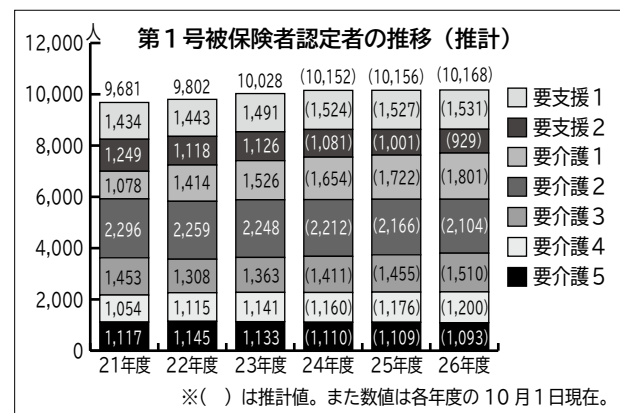
保険料の段階は第4期（平成21年度～23年度）と同じく細分化し、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かい設定を継続しましたが、いくつか改正点がありますのでお知らせします。

①特例第3段階の新設

第3段階（世帯全員が住民税非課税）の人で、課税年金収入などが80万円以上120万円以下の人の保険料を軽減します。

②所得区分額の変更

住民税課税者の第6段階と第7段階の所得区分額を200万円から190万円に引き下げました。



平成24年度分介護保険料が年金から差し引かれます

平成24年度分の介護保険料は、4・6・8月支給の年金から前もって差し引く（仮徴収）分と、10月から来年2月の支給年金から差し引く（本徴収）分の合算により納付することになります。

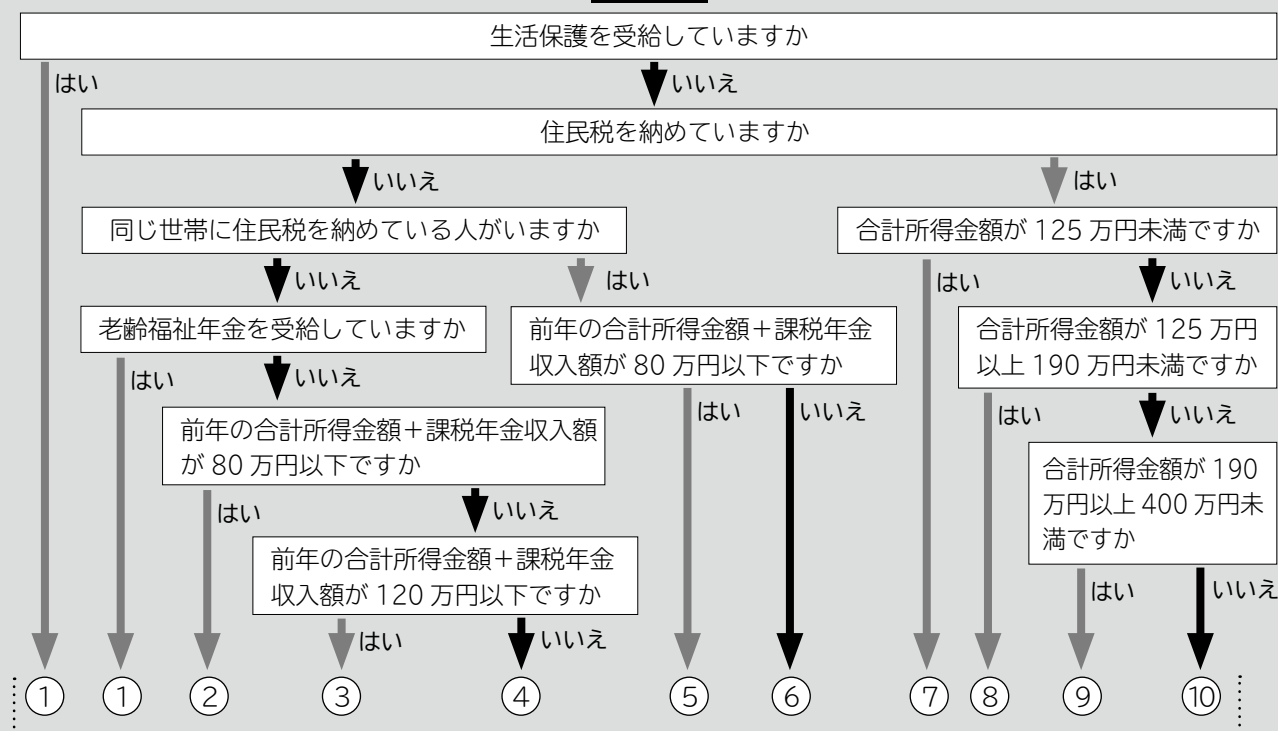
■保険料の納め方など

	①年金からの差し引きが継続する人	②年金からの差し引きが4・6月から始まる人	③納付書で納める人
対象者	平成24年2月支給年金から保険料を差し引かれた人	●平成23年度の途中で65歳に到達した人 ●当市に転入した人で、年金から差し引ける条件を満たした人	●年金から差し引くことができない人 ●8・10月からでない年金からの差し引きができない人
保険料額	●4・6・8月＝特に通知がない限り、平成24年2月と同額 ●10月以降（10・12・2月）＝7月に決定する年間保険料額から4～8月に仮徴収された金額を差し引いた金額	●平成23年度の保険料段階を参考に年金からの差引額が決定され、準備が整った人から開始 ●10月以降（10・12・2月）＝7月に決定する年間保険料額から4～8月に仮徴収された金額を差し引いた金額	7月に年間保険料が決定（通知書が送付されます）
納付方法	4月から年金支給時に差し引く	4・6月のいずれかの年金支給時に差し引きが開始	7～2月に毎月納付書で納付 ※8・10月に年金からの差し引きが開始する人は、年金からの差し引き開始の前月分まで納付書で納付（口座振替も可能）
通知の時期	7月中旬	4月上旬	7月中旬

あなたの保険料段階は？

※合計所得金額とは…収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額

スタート



介護保険料の決定方法

65歳以上の人の保険料は、当市の介護サービスに掛かる費用などから算出された「基準額」をもとに、皆さんの所得に応じて決まります。

基準額（年額〈当市は74,040円〉）＝当市で介護保険給付に掛かる費用×65歳以上の人の負担分（21％）÷当市の65歳以上の人数

保険料所得段階	対象者	保険料の調整額	保険料（年間）
① 第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額×0.49	36,480円
② 第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.49	36,480円
③ 特例第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.63	46,560円
④ 第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.74	54,720円
⑤ 特例第4段階	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.87	64,680円
⑥ 第4段階	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で上記以外の人	基準額×1.0	74,040円
⑦ 第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.12	83,280円
⑧ 第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額×1.25	92,520円
⑨ 第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	基準額×1.5	111,000円
⑩ 第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.75	129,480円

まちづくりに参
加しませんか

弘前市自治基本条例市民検討委員会の委員募集

市では、市民・議会・行政が一体となって弘前市らしいまちづくりを促進するため、まちづくりの基本理念や基本原則などを定めた「自治基本条例」の制定に取り組みます。

制定に当たり、市民が自ら主体的に、条例に盛り込む項目や内容について検討するため、学識経験者や各種団体からの推薦者、公募委員などで構成する「弘前市自治基本条例市民検討委員会」を設置します。

今回、この委員会の委員を広く募集しますので、積極的にご応募ください。

【自治基本条例とは】

自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利および責務、議会および市（市長・職員）の責務、行政運営の基本原則などを定めた条例です。

▽**応募資格** 市内に在住する平成4年4月1日以前に生まれた市民（議員、公務員を除く）

※現在、既に市の審議会などの委員になっている人はご遠慮ください。

▽**募集人員** 4人程度

▽**募集期間** 4月16日～5月15日（必着）

▽**活動内容** ①自治基本条例に関する調査研究／②多くの市民に理解を深めてもらうための説明会や意見交換会の実施／③条例の素案を記載した提言書の作成

▽**任期** 条例の素案を記載した提言書を市長に提出する日まで（平成25年度末までを想定）

▽**会議・説明会の開催など** 原則として、土・日曜日は日中、平日は夜間に開催予定（年12回程度）

▽**報酬** 委員長に1万2,900円、委員に1万600円を支給（いずれも日額）

▽**応募方法** 次の事項を記入した応募用紙を、郵送、持参、またはEメールで提出してください。

①住所・氏名（ふりがな）・性別・生年月日・職業・電話番号

②「私の考えるまちづくりのあり方（市民・議会・行政の協働や役割分担など）」をテーマとした作文（600～800字程度）

※応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を市のホームページに掲載しているほか、市民との協働推進課（市役所2階、窓口256）でも配布しています。

▽**選考・発表** 応募書類の記載事項を審査の上、選考し、結果は応募者全員に書面で通知します。

▽**問い合わせ・提出先** 市民との協働推進課市民協働係（〒036・8551、上白銀町1の1、☎35・1664、Eメール siminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp）



6月1日からス
タートします！

景観計画・景観条例・屋外広告物条例

弘前市は、岩木山をはじめとする豊かな自然や田園に恵まれ、藩政期から近代までそれぞれの時代を代表する建造物が数多く残された、歴史と文化が息づく情緒豊かなまちです。

これらを生かした景観を守るため、市では、平成6年に「都市景観条例」を制定し、市民の皆さんとともに、景観づくりに取り組んできました。平成16年には景観法が施行され、地方公共団体の取り組みを支援するさまざまな景観づくりの仕組みが用意されました。

市では、景観法を活用し、これまでの取り組みをより一層推進していくため、アンケートやパブリックコメントなどを通じて広く市民の皆さんの意見を聞きながら、景観計画の策定と都市景観条例の改正を進め、6月1日から施行することとなりました。また、景観を構成する重要な要素の一つである屋外広告物については、これまで「青森県屋外広告物条例」に基づき必要な規制を行ってきましたが、景観計画・条例の施行に併せ、市独自の内容を盛り込んだ「弘前市屋外広告物条例」を制定し、同じく6月1日から施行することとなりました。

良好な景観は、現在そして未来にわたる市民共有の財産です。市民・事業者・市が力を合わせて美しい景

観を守り、創り、育てていきましょう。

【景観計画・景観条例・屋外広告物条例の説明会を開催】

▽**開催日・場所** ①4月24日（火）、午後2時～4時＝総合学習センター（末広4丁目）2階大会議室／②4月25日（水）、午前10時～正午＝市役所（上白銀町）2階第2・3会議室／③5月23日（水）、午後6時～8時＝総合学習センター2階視聴覚室／④5月24日（木）、午後6時～8時＝市役所2階第1～3会議室
※このほか、希望に応じて「出前説明会」を開催します。3人以上の団体で申し込んでください。

▽**問い合わせ・申込先** 都市計画課計画係（☎35・1134）

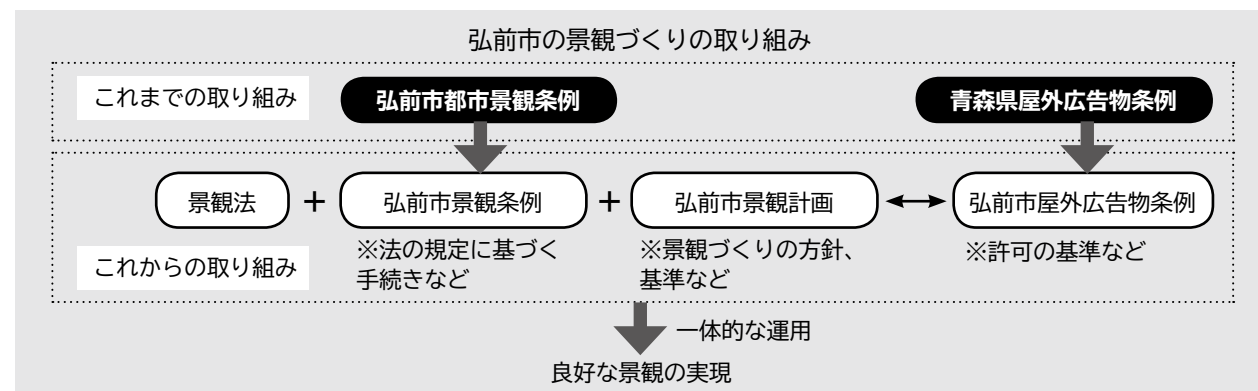
【景観計画・景観条例・屋外広告物条例がスタートすると…】

●大規模な建物などをつくるときは届け出をし、基準に適合する必要があります。

●重点的に景観づくりを進めていく地区では、小規模なものでも届け出が必要になります。

●大規模な屋外広告物をつくるときは、許可申請の前に協議が必要となります。

※市内全域が対象です。



4月1日から改
正されました

障害者自立支援法の主な改正点について

4月1日から障害者自立支援法が改正されました。主な改正点は次のとおりです。

【利用者負担の見直し】

○**高額障害福祉サービス費に、新たに補装具を追加**…補装具の給付を受けた人の利用者負担が、障害福祉サービスなどの利用者負担額と合算されることになりました。その際、合算合計額が基準額を超えた場合に、超えた分が助成されます。これにより、さらに利用者世帯の負担軽減が図られます。
※同一世帯に属する人が同一の月に受けた給付費に係る利用者負担額が対象です。

【相談支援の充実】

○**支給決定プロセスの見直し**…介護給付費などの支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定

の参考とするよう見直しました。

【障害児支援の強化】

○**在園期間の延長措置の見直し**…これまで児童福祉法による支援を行っていた18歳以上の障害児施設入所者については、子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、より適切な支援が行われるようにするため、障害者自立支援法で対応します。このため、現在施設を利用している人は、新たに障害者自立支援法による手続きが必要となるほか、現在利用している受給者証の変更も必要となります。対象となる人には別途通知しますので、ご確認ください。

▽**問い合わせ・申請先** 福祉総務課障がい福祉係（市役所1階、窓口159、☎40・7036）

対象となる人は
忘れずに申請を

重度心身障害者医療費助成制度（重度医療）

弘前市重度心身障害者医療費助成制度（通称「重度医療」）とは、障がいのある部分の治療にかかわらず、重度の障がい者が健康保険証を使って医療機関を受診した場合の医療費を助成する制度です。

▽**対象** 障害者手帳取得時または障害等級変更時に65歳未満の人、または平成16年9月30日以前に手帳を取得した人で次の①～③のいずれかに該当する人
①身体障害者手帳1、2級および内部障害3級（免疫機能障害・肝臓機能障害を除く）

②愛護手帳（療育手帳）A

③精神障害者保健福祉手帳1級

▽**支給の制限** 上記の対象者であっても、所得や保険の種類によって制限があります。次の場合は対象となりません。

①一定所得以上の人、または65歳以上の人で市民税課税世帯に属する人（基準日10月1日）

②65歳以上で後期高齢者医療制度未加入の人

※当市以外の市町村国民健康保険を利用している人、社会保険加入者で被保険者が市外に居住している人は、当市での重度医療の対象となりませんので、保険

者または被保険者の居住する市町村の担当課にお問い合わせください。

▽**利用方法など** 対象者には「㊦弘前市重度心身障害者医療費受給者証」または「弘前市重度心身障害者医療費受給者決定通知書（償還払用）」を送付しています。

○「㊦弘前市重度心身障害者医療費受給者証」を所持している人（国民健康保険加入者）…医療機関を受診する際に、健康保険証と一緒に提示し、受給者証に記載された一部負担金を支払ってください。

○「弘前市重度心身障害者医療費受給者決定通知書（償還払用）」を所持している人（社会保険、後期高齢者医療制度加入者）…医療費を一度医療機関で支払い、後日、福祉総務課に還付の申請が必要です。

※申請できる医療費は、決定通知書などに記載されている対象期間に受診した医療費で、受診した日の翌月から2年以内のものとなりますのでご注意ください。

▽**問い合わせ・申請先** 福祉総務課障がい福祉係（市役所1階、窓口159、☎40・7036）

弘前市男女共同参画プランを策定

市では、男女共同参画社会の推進を図るための基本的な計画として、「弘前市男女共同参画プラン」を策定しました。市民・事業者・行政が一体となって、男女共同参画社会の実現を目指していきたくと考えていますので、ご理解とご協力をお願いします。

▽**計画の概要** 男女共同参画社会が、男女という性別に関わりなく、一人一人が自分らしく暮らすことができる社会を目指すものであることから、基本理念を「一人ひとりの笑顔があふれる弘前の実現」とし、その達成のために、5つの基本目標を掲げ、特徴的な施策として、高等教育機関との連携、農業における男女共同

参画の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進強化を図るなど、各施策を展開することとしています。

プランの詳細は次の場所で閲覧できるほか、市のホームページでもご覧になれます。

▽**閲覧場所** 市民参画センター（元寺町）／情報公開コーナー（市役所3階）／岩木総合支所総務課（賀田1丁目）／相馬総合支所総務課（五所字野沢）／各出張所／市の主な施設

▽**問い合わせ先** 市民参画センター（元寺町、☎ 31・2500）

基本理念	一人ひとりの笑顔があふれる弘前の実現	男女共同参画社会の実現に向けて、男女という性別に関わりなく、一人ひとりが自分らしく暮らすことができる社会を目指します。
-------------	---------------------------	---

計画概要	基本理念の達成のために、5つの基本目標を掲げ、各施策を展開することとしています。
-------------	--

政治、職場、学校、地域社会などあらゆる分野において、男女がともに責任を担い、多様な意見を政策等に反映させるため、政策・方針決定の場に女性の参画が拡大するよう、女性のエンパワーメント（※）支援を推進します。	<table> <tr> <td>基本目標Ⅰ</td><td>政策・方針決定過程での男女共同参画の促進</td></tr> <tr> <td>重点目標1</td><td>政策・方針決定過程への女性の参画拡大</td></tr> <tr> <td>重点目標2</td><td>女性の人材活用とエンパワーメント支援</td></tr> </table> ※エンパワーメントとは…潜在的に持っている力を引き出し発揮すること。	基本目標Ⅰ	政策・方針決定過程での男女共同参画の促進	重点目標1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	重点目標2	女性の人材活用とエンパワーメント支援
基本目標Ⅰ	政策・方針決定過程での男女共同参画の促進						
重点目標1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大						
重点目標2	女性の人材活用とエンパワーメント支援						

家庭生活に男性も積極的に参加できるよう、これまでの働き方を見直し、男女ともに多様な生き方を可能にする男女共同参画社会の実現に向け、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生活を送り、男女ともに一人ひとりが自分らしい生き方を選択できる環境づくりを進めます。	<table> <tr> <td>基本目標Ⅲ</td><td>職場、家庭における男女共同参画の促進</td></tr> <tr> <td>重点目標5</td><td>雇用の場における男女共同参画の推進</td></tr> <tr> <td>重点目標6</td><td>農業等の場における男女共同参画の推進</td></tr> <tr> <td>重点目標7</td><td>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</td></tr> </table>	基本目標Ⅲ	職場、家庭における男女共同参画の促進	重点目標5	雇用の場における男女共同参画の推進	重点目標6	農業等の場における男女共同参画の推進	重点目標7	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
基本目標Ⅲ	職場、家庭における男女共同参画の促進								
重点目標5	雇用の場における男女共同参画の推進								
重点目標6	農業等の場における男女共同参画の推進								
重点目標7	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進								

一人ひとりの笑顔があふれる社会の実現のためには、互いの人権やライフスタイル、価値観を互いに認め合わなければいけません。男女がお互いを尊重し、共に助け合い、それぞれが自立した生活を送ることができるような環境整備を図ります。	<table> <tr> <td>基本目標Ⅴ</td><td>一人ひとりの人権が尊重される社会の形成</td></tr> <tr> <td>重点目標11</td><td>女性に対するあらゆる暴力の根絶</td></tr> <tr> <td>重点目標12</td><td>生涯を通じた男女の健康支援</td></tr> <tr> <td>重点目標13</td><td>メディアにおける男女共同参画の推進</td></tr> </table>	基本目標Ⅴ	一人ひとりの人権が尊重される社会の形成	重点目標11	女性に対するあらゆる暴力の根絶	重点目標12	生涯を通じた男女の健康支援	重点目標13	メディアにおける男女共同参画の推進
基本目標Ⅴ	一人ひとりの人権が尊重される社会の形成								
重点目標11	女性に対するあらゆる暴力の根絶								
重点目標12	生涯を通じた男女の健康支援								
重点目標13	メディアにおける男女共同参画の推進								

人権尊重と男女平等を推進する教育、学習に取り組むとともに、依然として根強く残っている固定的性別役割分担意識の解消を目指して、社会制度や慣行の見直しを進めていくための意識啓発を継続し、その定着を図ります。	<table> <tr> <td>基本目標Ⅱ</td><td>男女共同参画社会形成への意識づくりと定着</td></tr> <tr> <td>重点目標3</td><td>男女共同参画社会形成に向けた社会制度・慣行の見直し、意識の改革</td></tr> <tr> <td>重点目標4</td><td>学校教育、生涯学習における男女共同参画の推進</td></tr> </table>	基本目標Ⅱ	男女共同参画社会形成への意識づくりと定着	重点目標3	男女共同参画社会形成に向けた社会制度・慣行の見直し、意識の改革	重点目標4	学校教育、生涯学習における男女共同参画の推進
基本目標Ⅱ	男女共同参画社会形成への意識づくりと定着						
重点目標3	男女共同参画社会形成に向けた社会制度・慣行の見直し、意識の改革						
重点目標4	学校教育、生涯学習における男女共同参画の推進						

地域社会において、年齢、障がいの有無、国籍に関わらず、男女ともに基本的人権を侵害されことなく、安心して充実した日常生活を送ることができる環境整備を図ります。	<table> <tr> <td>基本目標Ⅳ</td><td>地域社会における男女共同参画の促進</td></tr> <tr> <td>重点目標8</td><td>男女共同参画の視点を踏まえた、地域活動、地域防災、環境保全活動</td></tr> <tr> <td>重点目標9</td><td>高齢者、障がい者、外国人が安心して暮らせるまちづくり</td></tr> <tr> <td>重点目標10</td><td>生活上の困難に直面する男女への支援</td></tr> </table>	基本目標Ⅳ	地域社会における男女共同参画の促進	重点目標8	男女共同参画の視点を踏まえた、地域活動、地域防災、環境保全活動	重点目標9	高齢者、障がい者、外国人が安心して暮らせるまちづくり	重点目標10	生活上の困難に直面する男女への支援
基本目標Ⅳ	地域社会における男女共同参画の促進								
重点目標8	男女共同参画の視点を踏まえた、地域活動、地域防災、環境保全活動								
重点目標9	高齢者、障がい者、外国人が安心して暮らせるまちづくり								
重点目標10	生活上の困難に直面する男女への支援								

計画期間と計画の推進
計画期間は、平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）までの5年間で、 また、計画の推進を図るために、進ちよく状況を客観的に評価するものとして、基本目標ごとに「成果指標」を設定しています。このほか、基本計画の進ちよく状況を評価する上での参考として、具体的な事業に当たる主な取り組みについても「活動指標」を設定します。 これらの指標を基に、市民の代表等で組織する会議で評価・点検し、その結果を市役所の関係課へフィードバックして施策等に反映するとともに、広報等を通じて市民に公表します。



イベント

津軽三味線ミニライブ 2012

岩木山麓の厳しい自然を背景に奏でる津軽三味線の音色を楽しんでみませんか。

▽**期間** 4月30日～10月28日の毎週日曜日、祝日

▽**時間・場所** ①午前11時～＝農産物直売施設「野市里（ANEKKO）」（宮地字川添）／②正午～＝岩木山神社（百沢字寺沢）／③午後1時～＝嶽温泉広場（常盤野字湯の沢）／④午後2時～＝岩木観光物産案内所（百沢字裾野）

※演奏時間は各場所約30分。

▽**料金** 無料

☎岩木山観光協会（☎ 83・3000、午前9時～午後5時）

「地質の日」in 弘前 2012

5月10日の「地質の日」にちなみ、地質学に関する催しを開催します。

▽**とき** 5月12日（土）、**午前の部**＝10時～正午／**午後の部**＝1時半～3時半

▽**ところ** 弘前大学理工学部1号館（文京町）

▽**内容** **午前の部**＝「恐竜を紙でつくってみよう」（恐竜のペーパークラフト作成）／**午後の部**＝講演「2011年3月11日の巨大津波による浸食と堆積の記録：野田村海食崖と大須賀、白浜海岸を例に」…講師・鎌田耕太郎さん（弘前大学）、「ミクロの化石から昔の津軽海峡を考える」…講師・根本直樹さん（弘前大学）、弘前大学サイエンス・パークの地質に関係する展示の見学会

▽**対象** **午前の部**＝小・中学生（小学校低学年は保護者同伴）／**午後の部**＝高校生以上

▽**参加料** 無料

▽**申し込み方法** 午前の部は事前の申し込みが必要。氏名・電話番号を記入し、5月10日までにファクス

または、Eメールで申し込んでください。

☎弘前大学理工学部地球環境学科（根本さん、☎兼F 39・3618、E nemoto@cc.hirosaki-u.ac.jp）

消防観閲式

青森県中弘地区消防協会の定期観閲式が、市役所周辺と弘前公園内で行われます。

消防団員の機械点検や部隊行進のほか、歴史と伝統を誇る日本一のまとい振り、はしご乗りの演技を披露します。

▽**とき** 5月5日（土・祝）

▽**内容** 第1会場＝市役所周辺（午前7時開始）…機械点検、放水訓練、車両分列行進／第2会場＝弘前公園内（午前9時開始）…人員服装点検、まとい振り・はしご乗り演技、式典

【交通規制にご協力を】

当日、会場周辺は一般車両の通行が規制されますので、ご協力をお願いします。

▽**交通規制区域と時間** 市役所前～弘前文化センター（下白銀町）外堀沿い、午前6時15分～9時

☎消防本部警防課（本町、☎ 32・5103）

星空観察会 in プラネ

「超初心者のための星空講座～夜空を見るのが楽しくなる星見のコツ～」

春に見える星座や星占いの星座を簡単に探せる星見のコツを紹介します。

▽**とき** 5月13日（日）午後4時半～5時半

▽**ところ** 弘前文化センター（下白銀町）3階プラネタリウム

▽**講師** 鶴見弥生さん（みちのく天文同好会）

▽**対象** 市民＝60人（先着順）

※小学生以下は保護者同伴で。

▽**参加料** 無料

☎電話、ファクスまたはEメール（住所・氏名・年齢・電話番号を記入）で、中央公民館（☎ 33・6561、F 33・4490、E chuuoukou@city.hirosaki.lg.jp、火曜日は休

館日）へ。



教室・講座

親子手作り絵本講習会

～親子で心に残る絵本を作しましょう～

▽**とき** 5月5日（土）午前9時～午後3時

▽**ところ** 中央公民館岩木館（賀田1丁目）2階大ホール

▽**講師** ささやすゆきさん

▽**対象** 親子10組（先着順）

▽**参加料** 1組300円（材料費として）

▽**持ち物** 昼食

☎岩木図書館（☎ 82・1651、F 82・5150）

市民ボランティアによるパソコン講座

学ぶ市民のためのパソコン講座です。

【はじめてのパソコン講座】

▽**とき** 5月8日・15日・22日の午前10時～午後3時

▽**内容** パソコンの基本操作、文字入力

▽**対象** パソコン初心者の方＝30人

【インターネット・メール講座】

▽**とき** 5月16日～18日の午前10時～午後3時

▽**内容** インターネット・メールの利用方法など

▽**対象** 文字入力およびキーボード・マウスの操作ができる市民＝30人

～**共通事項**～

▽**ところ** 総合学習センター（末広4丁目）

▽**参加料** 無料

▽**持ち物** 筆記用具、昼食

▽**受け付け開始** 4月23日、午前8時半～

※定員になり次第締め切り。電話でも受け付けます。

☎学習情報館（総合学習センター内、☎ 26・4800）

プールで元気に運動教室		所・氏名・生年月日・電話番号・教室名を記入し、4月28日（必着）までに河西体育センター（〒036・8316、石渡1丁目19の1）へ。 ※はがき1枚で1人までとし、応募多数の場合は抽選で決定します。 📍河西体育センター（☎38・3200）	
テニス体験教室		▽とき 午前のコース＝5月7日～6月25日（6月11日を除く）の毎週月曜日、午前10時～正午／夜のコース＝5月10日～6月21日の毎週木曜日、午後7時～9時／シニアコース＝5月11日～6月22日の毎週金曜日、午前10時～正午 ▽ところ 運動公園（豊田2丁目）テニスコート ▽内容 基本ストロークなど ▽対象 未経験者・打ち合いが続かない人＝各コース10人（午前と夜のコースは学生を除く、シニアコースはおおむね60歳以上の人） ▽参加料 無料（各自傷害保険などに加入を） ▽持ち物 シューズ、タオルなど（ラケットは貸し出しします） ▽申し込み方法 往復はがきに、住所・氏名・生年月日・電話番号・教室名・希望コースを記入し、4月25日（必着）までに運動公園（〒036・8101、豊田2丁目3）へ。 ※はがき1枚で1人までとし、応募多数の場合は抽選で決定します。 📍運動公園野球場事務室（☎27・6411）	
水中ウオーキング体験教室		【河西体育センター】 ▽とき 5月10日～6月21日の毎週木曜日（5月24日を除く）、午後1時半～2時半 ▽ところ 河西体育センター（石渡1丁目） ▽対象 おおむね60歳以上の市民＝15人 【温水プール石川】 ▽とき 5月10日～6月14日の毎週木曜日、午前10時～11時 ▽ところ 温水プール石川（小金崎字村元） ▽対象 市民＝20人	
初心者バウンドテニス教室		▽とき 5月7日～6月18日の毎週月曜日、午前10時～正午 ▽ところ 河西体育センター（石渡1丁目） ▽内容 バウンドテニスの基本からダブルスのゲーム実践など ▽対象 市民＝10人 ▽参加料 無料（各自傷害保険などに加入を） ▽申し込み方法 往復はがきに、住	
30人程度 ※新中学校1年生も可。 📍5月11日までに、電話またはファクスかEメール（住所・氏名〈ふりがな〉・性別・電話番号・新年度からの学校名・学年・保護者名を記入）で弘前市子ども会連合会参与会（中央公民館内、☎33・6561、📠33・4490、📧chuuoukou@city.hirosaki.lg.jp、火曜日は休館日）へ。		②50人以上収容する共同住宅・学校・寺院・工場・事務所など ○その他受講を希望する人 ▽定員 180人（先着順） ▽その他 ・消防設備点検資格者講習または自衛消防業務講習の既修者は講習の一部を免除することができます。 ・講習テキストは事前に書店などで購入を。 ※詳しくは受付時に配布する「防火管理講習実施の案内」をご覧ください。 📍5月1日～25日に、消防本部予防課（本町、☎32・5104）か最寄りの消防署・分署へ。	
くらしとお金の安心相談会		消費者信用生活協同組合青森相談センターが行う出張相談会です。相談は予約制ですので、希望する人は事前に電話で申し込んでください。 ▽とき 5月2日（水） 午前10時～午後4時 ▽ところ 市民生活センター（土手町分庁舎内） 📍消費者信用生活協同組合青森相談センター（☎青森017・752・6755）	
漏水調査を実施		上下水道部では、5月から11月までの間、市内の全戸を対象に漏水調査を行います。 身分証明書を携帯した委託業者や市職員が、各家庭の敷地内に取り付けられているメーターや止水（しすい）栓から漏水音を聴く調査を行うため、敷地内へ立ち入ることがあります。ご協力をお願いします。 📍上下水道部工務課漏水防止係（茂森町、☎36・8120）	
甲種防火管理新規講習 該当する施設は受講を！		▽とき 6月6日・7日、午前10時～午後4時（2日間の受講が必要） ▽ところ 岩木文化センター「あそべる」（賀田1丁目）1階ホール ▽対象 ○消防法で義務付けられている次の施設で、防火管理上必要な業務を遂行できる管理・監督的な地位にある人 ①30人以上収容する集会所・店舗・旅館・病院・福祉施設（小規模社会福祉施設は10人以上）など	

～共通事項～
▽内容 水中ウオーキングの基本から応用、ストレッチ、簡単な筋力トレーニング、ゲームなど
▽参加料 無料（各自傷害保険などに加入を）
▽申し込み方法 往復はがきに、住所・氏名・生年月日・電話番号・教室名・施設名（河西体育センターまたは温水プール石川）を記入し、温水プール石川の教室は4月24日（必着）までに、河西体育センターの教室は4月28日（必着）までに、河西体育センター（〒036・8316、石渡1丁目19の1）へ。
※はがき1枚で1人までとし、応募多数の場合は抽選で決定します。
📍河西体育センター（☎38・3200）

子ども茶道教室

茶道を通して、行儀や作法を身に付けます。
▽とき 5月20日、6月17日、7月1日・29日、8月5日、9月2日・30日、12月16日、平成25年1月20日、2月3日の午前10時～11時
▽ところ 弘前文化センター（下白銀町）和室
▽内容 あいさつの仕方、お菓子・お茶のいただき方、和室の歩き方など
▽対象 幼児～中学生＝30人
▽参加料 毎回200円（お菓子代として）
▽持ち物 靴下
📍江戸千家白会弘前支部（岡山さん、☎27・4639）

かっこいい大人養成講座Ⅰ

今年の本講座は、毎月10日ごろに実施の予定です。
第1回目は、昨年の夏に実施して好評だった個人指導型の星指し講座「覚えるまで帰れない星指し教室」の春編です。星座がほとんど分らない人の申し込みをお待ちしています。
▽とき 5月13日（日）
午後4時半～6時半
▽ところ 弘前文化センター（下白銀町）3階プラネタリウム

▽内容 春の夜空についての全体レクチャーの後、ポインターを利用し「おおぐま座」「こぐま座」「しし座」「春の大三角」を、参加者全員が星指しできるよう個人指導します（質問にも可能な限りお答えします）
▽講師 鶴見弥生さん（みちのく天文同好会）
▽対象 18歳～50歳の市民＝20人程度（先着順）
▽参加料 無料
▽その他 最初の1時間は星空観察会inプラネの参加者と合同で受講
📍中央公民館（☎33・6561、火曜日は休館日）

朗読奉仕員養成講習会

視覚障がい者の福祉と読書環境の向上のため、朗読による図書製作技術や知識を学ぶ講習会です。
▽とき 6月14日～10月11日の毎週木曜日（8月2日を除く）、午後1時～4時（計17回）
▽ところ 弘前市社会福祉センター（宮園2丁目）
▽対象 原則として、市および近隣市町村に居住する、高校卒業程度の学力を有し、パソコンの基本操作ができる人
▽定員 5人程度（書類選考あり）
▽受講料 無料
📍5月7日までに、青森県視覚障害者情報センター（☎青森017・782・7799）へ。



その他

子どもたち同士でイベント
づくりをしてみませんか

11月3日（文化の日）に開催される「第51回弘前市子どもの祭典」の企画や運営をしてみたい！という中学生と高校生を募集します。
皆さんの自由な発想とアイデアで、楽しい「子どもの祭典」をつくりましょう。
▽活動場所 弘前文化センター（下白銀町）
▽内容 企画会議（最初の活動は5月中旬を予定）、イベント当日の運営、PR活動
▽対象 市内の中学生と高校生＝

文化グループ会員募集	弘前市集客・販売促進活動 特別支援事業
中央公民館（下白銀町、弘前文化センター内）で活動している「尺八グループひびき」の会員を募集します。初心者だけでなく、経験者も歓迎します。 ▽活動日 毎週水曜日の午後6時半～9時 ▽ところ 弘前文化センター2階和室 ▽定員 若干名 ▽会費 月額500円 ㊟電話かファクスで、中央公民館(☎ 33・6561、㊟ 33・4490、火曜日は休館日)へ。	市では、集客力を高め、売り上げの向上に資する販売促進事業を実施しようとする、主に小売り・サービス業者で構成される市内の組合・団体を対象とした補助事業を実施しています。意欲のある団体などの応募をお待ちしています。 ▽対象 商店街振興組合・事業協同組合などの組合や、5以上の事業者で構成される任意の団体 ▽募集枠 ①一般枠 ②連携枠 ▽募集期限 5月9日(水) ▽採択方法 審査を経て決定 ※対象となる団体の要件や募集枠の詳細、応募書類などについては、市ホームページをご覧ください。 ㊟商工労政課商業振興係(☎ 35・1135)
健康相談	2012年 岩木山フォトコンテスト
健康や栄養について保健師や栄養士が無料で相談に応じます。相談は予約が必要です。希望する人は事前に電話で申し込んでください。 ▽5月の相談日 1日・15日の午前9時～午後3時半 ▽ところ 弘前市保健センター(野田2丁目) ▽予約受付時間 午前8時半～午後5時(土・日曜日、祝日を除く) ㊟健康推進課(弘前市保健センター内、☎ 37・3750)	岩木山をいつも眺め、岩木山をこよなく愛する人たちのフォトコンテストです。自分だけの「岩木山」を撮って気軽に応募してください。 ▽テーマ 作品の中に岩木山が入っていることが条件で、テーマを「春・夏・秋・冬」に分けます。また、特別テーマは「花」です。 ▽応募資格 プロ・アマ・国籍を問いません。 ▽応募規定 ①サイズ=ワイド四つ切り(四つ切り可)かA4判のカラープリント ②自作、未発表作品で1人2点まで ③写真のタイトル・撮影日、住所・氏名・年齢・性別・電話番号・職業を記入した紙を写真の裏面にはること ▽賞 グランプリ1作品、特選2作品、陸奥新報社賞1作品、特別賞2作品、入選8作品、佳作10作品、市民選賞多数に賞状と副賞を贈呈 ▽応募期限 8月31日(金)必着 ▽審査方法 岩木山観光協会が審査 ▽発表 9月22日～10月8日(予定)に、農産物直売施設・野市里(宮地字川添)で全作品を展示 ※展示前に入賞者に通知するとともに新聞で発表します。 ▽その他
こころの健康相談	
弘前市保健センターでは、本人や家族の心の悩みについて、保健師が面接して相談に応じています。希望する人は事前に電話で申し込んでください。なお、相談は無料です。 ▽4月・5月の相談日 4月＝24日(火) 5月＝8日(火)・22日(火) ※時間は午前9時～午後3時半。 ▽ところ 弘前市保健センター(野田2丁目) ▽対象 市民 ※「こころの病気」の治療をしていない人を優先します。現在治療している人は、まず主治医に相談してください。 ▽予約受付時間 午前8時半～午後5時(土・日曜日、祝日を除く) ㊟弘前市保健センター(☎ 37・3750)	

○作品は岩木山のPR活動、カレンダー・パンフレットなどの印刷物に使用するほか、岩木山観光協会のホームページに掲載。 ○作品の著作権は岩木山観光協会に帰属します。 ○応募作品は返却しません。 ▽応募先 郵送・宅配便または持参で、岩木山観光協会「フォトコンテスト」係(〒036・1343、百沢字裾野124、☎ 83・3000、㊟ 83・3001、㊟ 1625@iwakisan.com)へ。	「第13回よさこい津軽」 参加団体募集中！
	参加者・観客が一体となって楽しめる祭り「よさこい津軽」に参加して、一緒に盛り上がりましょう。 ▽とき 6月24日(日) 午前9時50分～午後3時半 ▽ところ 土手町通り ㊟申込書に必要事項を記入し、4月27日までに、よさこい津軽実行委員会事務局(弘前商工会議所内、☎ 33・4111、㊟ 35・1877)へ。 ※申込書はよさこい津軽ホームページ(http://www.hcci.or.jp/txt/yosakoi/)からダウンロードできます。
県税についてのお知らせ	
【自動車税の住所変更届について】 自動車税の納税通知書は、原則として自動車検査証(車検証)に記載された住所に送付しています。転居などで住所が変わった場合は、運輸支局で住所の変更登録手続きをしなければなりません。何らかの事情によりすぐに変更登録ができない場合は、最寄りの地域県民局県税部へご連絡ください。また、県ホームページ(http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html)からも届け出ることができます。 【口座振替とコンビニ納付】 県税の納付は、便利で安全・確実な口座振替をご利用ください。口座	

振替できるのは、個人事業税(定期賦課分)、地方法人特別税を含む法人県民・事業税(中間・確定申告分)、自動車税(6月納期分)、軽油引取税です。なお、平成23年12月から自動車税に加えて、不動産取得税と個人事業税がコンビニで納付できるようになりました。詳しくは問い合わせを。 ㊟中南地域県民局県税部納税管理課(☎ 32・4341)	河川愛護モニター募集
国土交通省では、河川愛護思想の啓発や河川情報などの把握を目的としてモニターを募集しています。 ▽活動内容 巡視月誌の提出(月1回)、岩木川に関する情報提供や河川の異常を発見したときの通報、河川関係行事への参加など ▽活動地区 岩木茜橋～清瀬橋区間(岩木川左右岸) ▽任期 7月1日から1年間 ▽応募資格 活動地区付近に居住し、河川愛護に関心のある満20歳以上の人 ▽募集人数 1人 ▽報酬 月額4,500円程度 ㊟5月10日(必着)までに、履歴書と「川とのかかわり」について簡単に記述したもの(任意様式)を、国土交通省青森河川国道事務所河川管理課(〒030・0822、青森市中	

央3丁目20の38、☎青森017・734・4590)へ。 ※募集要項は、青森河川国道事務所ホームページ(http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/)にも掲載しています。	街なかカラス対策にご協力を
【カラス対策用のテグスを提供します】 テグスは建物や樹木に正しく設置すると、カラスの飛来を防ぐことができます。カラス被害で困っている人はぜひご検討ください。 ▽対象 市内に住居・事務所・農地等を所有する人など ▽条件 提供後おおむね30日以内に設置すること／設置前・設置後の写真を提供すること ▽募集件数 30件 ▽その他 設置に掛かる費用は自己負担となります。設置などの不明な点については、市が情報提供します。 【カラスふんの清掃用具を提供します】 清掃用具(デッキブラシ)を無償提供します。カラスのふん害で困っている人はぜひご活用ください。 ▽対象 市内に住居・事務所等を所有する人など ▽条件 カラスのふん害に関する情報提供(清掃回数など) ㊟環境政策課(☎ 40・7035)	

新たに副市長を選任
3月31日をもって小笠原靖介副市長が退任となることに伴い、平成24年第1回市議会定例会において、新副市長に姓名正樹氏を選任することに同意しました。

えびな まさき 姓名 正樹 氏(57)
【主な経歴】 昭和53年弘前市に採用。農業委員会事務局次長補佐兼農政係長、建設部道路維持課長補佐、建設部道路維持課長、農林部長を歴任。
人の動き Population
前月比
・人口 182,157人 (－182)
男 83,401人 (－94)
女 98,756人 (－88)
・世帯数 70,988世帯 (－42)
平成24年3月1日現在(推計)

東部学校給食センターの調理業務を民間委託しました

東部学校給食センターの給食調理業務などについては、新年度より、これまでの直営方式から民間委託方式としました。これは、民間の力を活用できるものは活用し、より効果的・効率的な運営を行うため実施するものです。

委託業者の選考に当たっては、弘前市物品・役務業者名簿に登録されている事業者を対象に、意欲のある事業者を公募し、プロポーザル（企画提案）方式により選考することとしました。選考は公募委員を含む学校給食懇談会委員など10人で組織した選考審査委員会により実施され、会社の給食業務に関する考え方などの提案を評価する「能力点（満点170点）」と参加業者から提出された価格に基づいた「価格点（満点30点）」を合算した総得点により順位を決定しました。

採点の結果、能力点による差が少なかったことから、相対的に価格点の影響が大きくなり、最終的に資格要件を満たした大新東ヒューマンサービス株式会社青森営業所に業務委託することとなりました。

委託については、これまでも学校への給食配送業務を委託しており、今回調理業務を委託することになりますが、献立の作成と、食材料などの購入は引き続き教育委員会が直接行い、地産地消を目指して、弘前産・県産品の食材を積極的に使用することとしています。

なお、このたびの調理業務の委託化に伴う給食費の変更はありません。

市では今後も、「安全安心な給食」「おいしい給食」の提供を心掛けながら、給食業務に取り組んでいきます。

図保健体育課（☎ 82・1835）

新聞、雑誌・雑がみの分別収集が始まりました

4月から、リサイクルを目的とした「新聞」「雑誌・雑がみ」の収集が始まりました。分別収集日程表で収集日を確認の上、普段使用している収集場所に出してください。

◎「新聞」「雑誌・雑がみ」の分け方・出し方について（ごみの分け方出し方のチラシにも掲載しています）

	分け方	出し方（雨や雪の日でも出すことができます）
新聞	・折り込みチラシは可 ・雑誌・雑がみを混入しない	・できるだけ白い紙ひもで縛って出す ・マジックなどで「行政回収」と明記する
雑誌・雑がみ	・雑がみとは封筒（窓付き封筒も可）やはがき、コピー用紙、メモ用紙、付せん用紙、防水加工していない紙などです ・次の紙はリサイクルできないため、「燃やせるごみ」に出す…カーボン紙、感熱紙（レシート、ファクス用紙など）、圧着はがき、防水加工紙（写真、紙コップなど）、シュレッダーにかけた紙、使用済みティッシュペーパー・紙おむつ	・できるだけ白い紙ひもで縛って出す ・メモ用紙や付せん用紙など細かいものは、紙袋や封筒に入れて出す ・マジックなどで「行政回収」と明記する ・リサイクルマーク「♻️」が表記されているものは、「その他の紙」に出す ・個人情報が記載されたものは、シュレッダーなどで細かくし、「燃やせるごみ」に出す

岩木・相馬地区のし尿収集運搬料金が変わりました

4月1日から、岩木・相馬地区のし尿収集運搬料金が改定されました。4月1日以降は、市内全域で右表の料金のとおり、し尿の収集を行っています。

し尿収集運搬料金表 (料金は税込み)

地区名	区 分	料 金
市内全域	180ℓ当たり(基本料金)	1,800円
	180ℓ超 10ℓ当たり(加算料金)	100円

■岩木・相馬地区のし尿収集運搬許可業者

○岩木地区…岩木衛生社（五代字早稲田、☎ 82・2012）
／岩木中央衛生社（駒越字高田、☎ 33・3780）

○相馬地区…溝江衛生浄化槽サービス（黒滝字一ノ川瀬、☎ 84・2547）

量化に伴う循環型社会の形成にご協力ください。

「弘前地区オフィス町内会」への参加事業者を募集

「弘前地区オフィス町内会」は、会社や事業所から排出される古紙を、資源回収業者が出向き、無料で回収するネットワークです。現在、参加する事業者を募集しています。

参加すると、古紙を燃やせるごみとして処分していた事業者は、経費の節減を図ることができるほか、古紙のリサイクルへの貢献など、企業のイメージアップにもつながります。

皆さんの会社や事業所もぜひ参加して、紙ごみの減

再生資源回収運動協力団体募集

市では、ごみの減量化や資源化を目的に、再生資源回収運動を推進しています。この運動は、町会や子ども会、PTAなどの団体が回収の日時・場所を決め、家庭から出される古紙類などの資源を資源回収業者に引き取ってもらう自主的なリサイクル活動です。

協力団体には、回収量1kg当たり4円の報償金を交付しています。なお、事前に団体登録が必要ですので、実施を希望する団体は届け出をしてください。

有 料 告 告

有 料 告 告

広報ひろさき有料広告募集中！

◎発行号 毎月1日号・15日号

◎発行部数 約65,000部

◎掲載料（1回）20,000円～300,000円

※掲載枠により異なります。詳細についてはお問い合わせください。

☎ 弘前市環境政策課広報係 (☎ 35・1194)

市ホームページのバナー広告も募集中！

